

2021年7月10日

一般社団法人全国日常生活支援住居施設協議会
設立シンポジウム

日常生活支援住居施設の可能性を考える

兵庫県立大学客員教授

岡田 太造

日常生活支援住居施設とは

- 日常生活支援住居施設とは、「日常生活上の支援を提供する無料低額宿泊所」
- 今般の法改正により「日常生活上の支援を要する生活保護受給者については、福祉事務所は、日常生活支援住居施設に日常生活上の支援を委託することができ、その費用は住居施設を運営する事業者へ支弁する」という仕組みが創設
- 保護の実施機関が、日常生活支援住居施設において支援を行うことが必要と総合的に判断する者であって、入所を希望しているものが入所

日常生活支援住居施設の利用者 = 多様な生きづらさを抱える幅広い対象者

- 日常生活上の支援を提供する無料低額宿泊所を運営していた3団体で調査し、日常生活支援住居施設の対象者像を整理
 - 一般社団法人居住支援全国ネットワーク『『日常生活支援住居施設において提供される日常生活上の支援の内容及び支援を行う人材育成のあり方に関する調査研究事業報告書』（令和2（2020）年3月）令和元年度社会福祉推進事業
- 一言で言えば「**多様な 生きづらさを抱えている**」人々
- 居宅や入所施設で暮らしていくことがなかなか難しく、はみだしがちな人たち。

「多様な生きづらさ」とは何か？

= 「何故、単身でのアパート暮らしができないのか？」

□ 一般的状況

- **頼れる身寄り（親族）がない**、いたとしても音信不通であったり関係が悪い
- 入居前には**精神的に不安定な状態**
- **育児放棄**や**虐待**、学校や職場での**いじめを経験**
- **孤立した状態**、必要な支援を受けられていない。支援拒否も。

□ 生活スキルの欠如

- **日常生活の基本的スキルの欠如**

- 保清、食事の調理や取り方ができない、或いは適切でない
- 部屋の清掃や整理の仕方が分からない

- **介護、医療サービス等を「確実に」利用するための支援が必要**

- 通院の同行、医師からの説明に同席
- デイサービスの送迎車が到着する時間に利用者が不在となることのないよう利用者に寄り添っているような支援

- **服薬支援が必要**

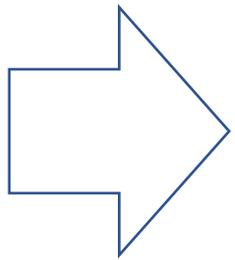
- 医薬品を継続的に飲み続けることに困難

- **金銭管理の支援が必要**

- 家賃滞納から失踪や住居喪失に至ることも
- アルコール依存の利用者には心身の健康管理にも直接関わる
- 低額の金額を頻繁に出し入れする金銭管理が必要

□ コミュニケーション能力が低い

- 支援者を含め信頼のおける人との良好な関係性が築けない
- 自己有用感が低く、生活していく中での役割から発生する自己有用感を高めていく必要
- 依存症を抱える人も多い



- **途切れることのない手厚い見守りの体制を構築し、支援対象者の身体、精神状態を十分に理解することが必要**
- 既存の居宅や入所施設では、周困とトラブルを起こして退去を要請されることも多い

日常生活支援住居施設における個別支援の内容

		無料低額宿泊所	日常生活支援住居施設
(各施設における支援機能)		本人（家族）代替機能・便宜の供与	専門的・個別支援機能
(支援に係る費用の取扱い)		本人からの利用料により対応	委託事務費により対応
日常生活 (家事等)	食事	食事の提供	食事・洗濯・掃除等に課題がある者への自立支援
	洗濯	洗濯設備や洗剤の提供	
	掃除	共用部の清掃	
	日用品	共用備品・消耗品等の整備	家計管理等に課題がある者への相談支援等
	安否	安否確認、状況把握	外出等に課題がある者への外出支援等
健康	服薬		服薬サポート
	通院		通院同行（病状・治療内容の理解等の支援）
金銭	生活費	(利用料の受領)	金銭（自己）管理支援
社会生活 等	相談支援等	日常生活上の軽微な相談	<ul style="list-style-type: none"> ・アセスメント、個別支援計画の策定 ・本人の生活課題等に応じた相談支援
	調整	(福祉事務所等への連絡)	他の支援機関等との調整、利用手続き支援
	コミュニケーション		交流支援、互助・役割づくり

無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設における生活保護の適用について 別添1、令和2年3月27日付け厚生労働省社会・援護局保護課長通知、社援保発0327第1号。

日常生活支援住居施設のイメージ

共同生活

利用者相互の交流支援、互助・役割づくり

利用者

利用者

利用者

利用者

利用者

生活支援

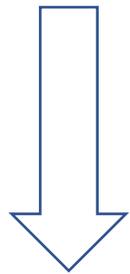
- 日常生活に課題（保清、食事、部屋の掃除等）のある利用者への自立支援
- 利用者の生活課題等に応じた相談支援
- 外出支援、通院同行
- 服薬サポート
- 金銭管理
- 社会サービス等利用調整、手続き支援、利用支援
- 利用者のアセスメント、個別支援計画の策定等

日常生活支援住居施設 = 家族機能の社会化 生活支援は家族が担っていた

「生きづらさ」の背景にある「日常生活を過ごす上で必要な基本的なスキルが欠如」



- 成長過程で、必要な基本的スキルを学べなかった
- 定型的には家族から学ぶものが、学べなかった



頼れる親族がいなかったり、幼少期に育児放棄や虐待の経験がよくみられること

養育者との間で愛着形成がうまくいかず、愛着基盤のもとでの必要な学習ができなかったのでは

愛着（Attachment）基盤のもとで
人はどのようなものを得ているのかを考える

- 安心・安全の場所
- 一貫性のある社会的価値観

キャロルの泥遊びからみる愛着の役割

一人遊び キャロルはカップを泥で一杯にしたいと思っている。そこでまず、フォークでそれを試してみる。しかし、泥はフォークの間を滑り落ちてしまい、カップを満たすことができない。キャロルはイライラし、がっかりする。しかし、スプーンを使うことでカップを一杯にでき、キャロルは満足し、喜びを感じる

見知らぬ人が叱る 次に、キャロルの知らない人がやってきてキャロルに小言を言う。「なんてお行儀が悪いんでしょう」。**キャロルは不安になり、警戒し、恐がる。恐怖と逃避衝動に圧倒され、当面の目標を中断して、助けを求めて親のもとに走っていく。**

母親が叱る キャロルは助けを求めて母親のところへ戻る。ところが、慰められたりするのではなく、キャロルは**叱られた**だけだった。「こんなにドロドロにして！服や顔についた泥を見てみなさい。ひどい格好よ！」。キャロルは**恥ずかしくなり、泣き出す。**

	感情	学習したこと
一人遊び（試行錯誤）	イライラ、がっかり	フォークは使わない
	満足、喜び	スプーンを使う
見知らぬ人が叱る	不安、恐怖、逃避衝動	叱られるような状況を避け、安全な場所で遊ぶ
母親が叱る （母親に褒められる）	恥ずかしい （誇りに思う）	自分が追求していた目標が良くない （自分が追求していた目標が正しい）

	しかられる	ほめられる
見知らぬ 他者	不安、恐怖、逃避衝動	喜び、嬉しい
	逃避 あるいは 他者のいるところでは、この行動 をしない	この行動が他者の賞賛を得ることを 学習 ⇒この行動が強化
信頼（愛 着）関係 がある人	恥ずかしい	誇らしい
	目標が間違っていた、目標を修正 ⇒行動が変容（価値観を習得）	目標が正しかった、目標を強化 ⇒行動が変容（価値観を習得）

養育者との愛着関係によって得られるもの

・ 安心・安全な「場所」

不安（知らない人から叱られる）から逃れ、安心を求めて「親」のもとに走っていく

→ 愛着関係が形成されない

- ・ 安心できる「場所」がない
- ・ 常に不安、恐怖に苛まれている

・ 一貫性のある社会的価値観を受け継ぐ

→ 愛着関係が形成されない

- ・ 社会的に共有される価値観・常識が習得できな
- ・ 社会が求める行動を行う理由が理解できず、意欲がわからない
- ・ 日常生活で必要とされる基本的なスキルが習得できない

・ 社会的価値観に基づく賞賛や叱責を通じた「自己」の確立

→ 愛着関係が形成されない

- ・ 「誇り」や「恥」という感情が未成熟
- ・ 自分がどのような存在で、何をしたいかが分からない

不安、恐怖から逃れるために様々な工夫

→ 安心できる「場所」に逃げ込む（愛着形成ができていない場合）

でも、安心できる「場所」がなかったら（愛着形成ができていない場合）

↳ 誰にも頼ることができず、
単独で対処



「困った行動」、問題行動、
依存症、自傷行為

「見知らぬ人に叱られないためにはどうしたらいいか？」（対応例）

一度成功した方法を何度も
繰り返す

同じ行動を何度も繰り返す
毎日同じ行動を取る

その人の様子を常に観察し、
気分を害さないようにする

相手の反応を常に確認
相手のことばかりを気にする（自分の考
えがない）

誰かに頼ればいいのに、どうしてできないの

- **誰にどのように頼ったらいいのかわからない**

安心できる場所や人間関係を経験したことがない
他者に頼ることによって何が得られるのかわからない

- **頼ってみたことがあるけれど、助けてもらえなかった**

自分が困っていることを表現できない
自分が何をしてもらいたいのかわからない
(相手のことばかり気にして、自分の考えがない)

日常生活支援住居施設の可能性（1）

「生きづらさ」を抱える利用者への支援が可能

安心・安全な「場」

- 困ったときに逃げ込む安心の場がないことが当事者が抱える最大の問題
- 安心できる安全な「場所」づくりが必要

学び直しの「場」

- 社会的価値観や日常生活を送るための基本スキルを学べる場
- スキルがなくても排除されない
- お互いに役割を分担し、助合い、承認し合える

利用者との信頼関係の構築

日常生活支援住居施設は共同居住の場

- 利用者同士が関係性を構築できる場
- 利用者同士が承認し合い、役割を分担できれば、自己有用感を高めることに

「生きづらさ」を抱える人は増加するのでは

日常生活支援住居施設は、今後、重要な役割を担うことが求められる

家庭機能・地域の弱体化により、愛着形成に課題を抱える人が増加

NPO法人自立支援センターふるさとの会の 対人支援論

『「生きづらさ」を支える本』（佐藤幹夫監修、的場由木
編・著 2014年 言視社）

● 基本的信頼関係の構築

- 問題行動を抑制しない、馴染むまで「待つ」（風景化）
- 言葉の上乗せから協働作業へ
- 自傷・他害（パニック）の時には「抱き合い喧嘩」

● 生活づくりの主体になるための互助関係

- 二者関係の中で起こってくる問題としての「共依存」
- トラブルミーティングとルールづくり
- 役割分担と合意形成



基本的信頼関係の構築 「問題行動を抑制しない」

- ふるさとの会で言っている「**問題行動**」とは、支援者にとっては「嫌だな」「困ったな」「止めてほしい」と思った言動です。しかし、**本人にとっては、自分の困りごとや不安の表現**だということです。
- 支援者にとって「問題」だと感じられるような言動が、**相手にとってはどのような意味があるのだろうか**と考えることが**重要**です。
- 言動そのものは了解しがたくても、「なぜそのような言動に至ってしまったのか」という理由を知ることができると多くの場合、そのやむにやまれない思いについて了解できるはずです。
- 相手の気持ちを否定せず、また表面的な言動だけを見て管理的・抑制的に関わるのではなく、**相手の不安や「困り感」に焦点をあてて、一緒にそれを解決していくことが、「問題行動を抑制しない」ということだ**と言えます。

日常生活支援住居施設の可能性（2）

幅広く、住まい確保とそこでの生活に困っている人を受け入れ支援することが可能

- 年齢による制限はなく、障害者手帳や要介護認定、障害程度区分の認定等は不要。
- 高齢者・障害者・刑余者などといった分類にとらわれる必要がない

外部の社会サービスの利用が可能、多様な課題を抱える利用者に対応可能

- 訪問診療、訪問看護、デイケアの利用等
- 要介護認定等を受ければ、介護サービス、障害支援サービスの利用
- 社協の権利擁護事業等の利用も可能

共同居住の場、利用者同士の関係性の構築が可能

現代の座敷童

「ふるさとの会」の認知症の利用者で《しょうたくん》という座敷童が見える方がいます。最初その方の幻覚は、彼に不安や恐怖を与えるものでした。幻覚ですからまわりのみんなは見えません。職員や利用者が、みんなで、《しょうたくん》がいるフリ（演技）をしました。そうすると、その人にとっては、幸せを運んでくるような幻覚（座敷童？）に変わっていきました。びっくりしました。これも意味の変容だと思います。自分を襲ってくると思っていた幻覚が、みんなが拝んだり、チョコレートを渡したり、お供え物をしたりすることで、幻覚が共同居住の場所全体（共同体）に幸せを運んでくる神様か座敷童かわかりませんが、そんな存在に意味が変わったということです。」

NPO法人自立支援センターふるさとの会水田恵編・著『生きづらさを抱えた人への支援』
(2015年)

座敷童がいる家は栄え、座敷童の去った家は衰退

お年寄りが「幻視」を見ることを受け入れる家は栄え、否定する家は衰退

**多くの経験が、民間伝承として残されたのでは。
「地域共生社会」の目指すもの**

現代社会が抱える様々な福祉的課題の背景には、孤立の問題が

- 孤独死
- ゴミ屋敷
- 8050問題
- 引きこもり
- 虐待、DV



「生きづらさ」を抱えながら、孤立している人たち



どうしたら問題を解決できるか

孤立した人を支える地域の支え合いの仕組みをどう作るか
= 「**地域共生社会**」づくり

- **日常生活支援住居施設**
 - 「**地域共生社会**」の重要な社会資源
 - 支援ノウハウは「**地域共生社会**」を支える

日常生活支援住居施設に関する調査研究報告書

- 特定非営利活動法人ワンファミリー仙台『日常生活支援付き無料低額宿泊所の実践事業報告書』（平成31年3月）平成30年度独立行政法人福祉医療機構社会福祉振興助成事業

https://onefamily-sendai.jp/pkobo_news/upload/258-0.pdf

- 一般社団法人居住支援全国ネットワーク『日常生活支援住居施設において提供される日常生活上の支援の内容及び支援を行う人材育成のあり方に関する調査研究事業報告書』（令和2（2020）年3月）令和元年度社会福祉推進事業

<https://kyojushien.net/wp-content/uploads/2020/06/R1sfs-nichiju-houkokusho.pdf>

- 一般社団法人居住支援全国ネットワーク『日常生活支援住居施設の日常生活上の支援及び職員養成研修の在り方に関する調査研究事業報告書』（令和3（2021）年3月）令和2年度社会福祉推進事業

<https://kyojushien.net/wp-content/uploads/2021/04/R2sfs-nichiju-houkokusho.pdf>